

令和3年 第11回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和3年5月21日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和3年5月26日 午後 6時30分									
	閉 会		令和3年5月26日 午後 7時30分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎	明	7番	委員	奈 良	和 人	13番	委員	佐 藤	貴 彦
	2番	委員	小野寺	孔	8番	委員	木 口	幸 弘	14番	委員	下川部	和 宏
	3番	委員	西 口	智 章	9番	委員	佐 藤	龍 也				
	4番	委員	佐 藤	美登子	10番	委員	由 利	昭 人				
	5番	委員	木 村	卓 也	11番	委員	齋 藤	和 博				
	6番	委員	前 田	秀 幸	12番	委員	吉 田	藍				
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 5番 _____ 12番 _____ _____											

[illegible]

会 議 の 経 過	
事務局長	それではこれより、第 11 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。お手元に議案資料の差し替えを配布しておりますので、お手数ですがそちらをご使用ください。 開会にあたりまして。まず、会長より、ご挨拶を申し上げます。
会長	北海道全体で緊急事態宣言が出て、来月 20 日まで延長になるのではないかと考えております。檜山管内においても感染者が出ているということで、みなさん気を付けていただきたいと思いますと考えております。こういうコロナの中で、来月私は農業会議の総会に行ってまいりますが気を付けて行ってまいりますので、来月の総会に向けて休むようなことがないようにしたいと思います。夜の総会ですので、円滑に進行していきたいと思いますのでどうかよろしくお願いします。 それでは日程第 1、出席者の報告。14 名全員出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名、5 番木村卓也委員、12 番吉田藍委員 よろしく願います。
事務局	それでは報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局説明願います。 報告第 1 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 貸主は公益財団法人北海道農業公社、借主は鶉町〇〇番地〇〇〇〇〇〇さんです。土地の所在は字城丘〇〇〇番地、〇〇〇番地、〇〇〇番地、〇〇〇番地、字中館〇〇のうち 11,781 m²です。地目は字城丘所在のものが公募・現況ともに田、字中館が公募・現況ともに畑、合計面積は 58,876 m²です。農地利用集積計画による賃貸借で 10 年間の契約でした。 2 番 貸主は〇〇〇〇〇さん、借主は公益財団法人北海道農業公社です。土地の所在は字城丘〇〇〇番地、〇〇〇番地、〇〇〇番地、〇〇〇番地、字中館〇〇のうち 11,781 m²です。地目は字城丘所在のものが公募・現況ともに田、字中館が公募・現況ともに畑、合計面積は 58,876 m²です。農地利用集積計画による賃貸借で 10 年間の契約でした。 本件につきましては、中間管理事業を活用した賃貸借としておりましたが、貸主の〇〇さんが、借主との直接賃貸を強く希望したため解約となりました。〇〇〇〇さんとの賃貸については、議案第 4 号にて改めて集積計画を提出しております。
会長	事務局の説明が終わりました。何か質問意見ありますか。
全委員	ありません。
会長	次に議案第 1 号現況証明の交付について、事務局説明願います。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり、現況証明書の交付申請があったので意見を求めます。 1 番 土地の所在は字鶉〇〇〇番〇、地目は田です。面積は 4,862 m²、利用状況は原野、出願理由は土地地目変更登記のため必要。調査委員は記載の 3 名です。所有者申請者とも北斗市の〇〇〇さんです。次ページに図面を付けています。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
小野寺委員	2 番、草も生え、木も若干生えており、農地外と判断しました。

会 議 の 経 過	
会長	補足説明終わりました。質問意見はありますか。
全委員	ありません。
会長	ないということなので、申請どおりの現況で許可したいと思います。
事務局	続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明願います。
	議案第2号 下記のとおり農地を転用し利用権を設定するため許可申請があったので、適否ついて意見を求めます。
	1番 譲受人は赤沼町〇〇〇番地の〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇〇番地〇〇、地目は公簿・現況ともに畑、面積は計511㎡、申請理由は住宅新築です。施設概要は、一般住宅1棟及び駐車スペース、外構などです。転用時期は許可あり次第永年です。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
木口委員	8番、ひまわり団地から墓地方向の道路を少し入ったところです。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見ありませんか。
全委員	ありません。
会長	申請どおり許可してよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可したいと思います。
事務局	続いて、議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）について、7番の奈良委員の案件がありますので、先に奈良委員の案件を審議します。奈良委員退席をお願いします。
	（奈良委員退席）
	それでは、事務局、6番の説明をお願いします。
事務局	議案第3号 下記農地につき、農地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否ついて意見を求めます。
	6番 譲受人は鶴町〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は字木間内〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は字旭丘〇〇〇番地1ほか12筆で、地目は公簿・現況ともに記載のとおりです。合計面積は141,708㎡、対価は8,546,000円で10aあたり単価は田で〇〇〇〇〇円、畑で〇〇〇〇〇〇円です。
	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
小野寺委員	2番、もともと〇〇さんが耕作していたところで、売買になりました。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見ありませんか。

会 議 の 経 過	
全委員	ありません。
前田委員	6 番、この案件と直接関係するわけではないが、議案の体裁が変わって見づらくなったように思います。何か理由があれば教えてください。
事務局	議案の作り方を変えました。コンピュータで管理する農地の台帳があって、農地の台帳に所有権移転などのデータを入力するのですが、今までは別に議案を作っていました。しかし、農地台帳の仕組みの中に議案書を出力する機能があって、入力ミスを防ぐため、このようにしました。見づらいということであればやり方を考えたいと思います。
会長	慣れてください。
前田委員	急に変わったから何かあったのかと思いましたので、質問しました。
事務局	土地を管理しているシステムですべてやれば間違いがないため、そのように統一させていただきたいと思います。
佐藤委員	議案書の「労力」とは何ですか。
事務局	農作業に関わる人数を記載する項目です。
下川部委員	14 番、生年月日は載せられないのでしょうか。前は載せていたので、高齢だから譲るのだから、理由が推測できた。
事務局	生年月日は記載するようにします。
会長	他に何かありませんか。 なければ、申請通り許可してよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 (奈良委員着席)
事務局	続いて 1 番から事務局説明をお願いします。 1 番 譲受人は館町〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇〇番地〇ほか 5 筆、地目は公簿・現況ともに田です。合計面積は計 3,340 m ² 、対価は〇〇〇〇〇〇円で、10a あたり〇〇〇〇〇〇円です。 2 番 譲受人は字清水〇〇番地〇の〇〇〇〇〇さん、譲渡人は字清水〇〇番地の〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字清水〇〇番地〇、地目は公簿・現況ともに畑です。面積は 1,046 m ² 、対価は〇〇〇〇〇〇円で、10a あたり約〇〇〇〇〇〇円です。 3 番 譲受人は館町〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇さん、譲渡人は字新栄〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字新栄〇〇〇番地、地目は公簿・現況ともに田です。面積は 2,577 m ² 、対価は農地との交換で、4 番の農地との交換となります。 4 番 譲受人は字新栄〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇さん、譲渡人は館町〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字新栄〇〇〇番地、地目は公簿・現況ともに田です。面積は 1,892 m ² 、対価は農地との交換で、3 番の農地との交換となります。

会 議 の 経 過	
	5 番 譲受人は字当路〇〇〇番地の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は江差町字柳崎の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は南館町〇〇〇番地、地目は公簿・現況ともに田です。面積は 7,304 m²、対価は〇〇〇〇〇〇円で 10a あたり〇〇〇〇〇円です。
会長	事務局の説明が終わりました。1 番から補足説明をお願いします。
木村委員	5 番、〇〇さんの方から以前から〇〇さんに売っても良いという話があったそうで、そこで〇〇さんが購入に踏み切ったということです。よろしくお願いします。
会長	2 番の補足説明をお願いします。
下川部委員	14 番、隣地も管理している〇〇さんがここも譲り受けるということになりました。よろしくお願いします。
会長	3 番、4 番の補足説明をお願いします。
佐藤龍委員	9 番、地図を見てほしいのですが、〇〇さん、〇〇さんの土地がそれぞれ互いの農地が周りにあるので、集約化するため〇〇〇〇さんから 796 番地と交換してほしいということで、両方合意して交換になりました。面積の差が少しあるのですが、〇〇〇〇さんが了承したのでこのようになりました。よろしくお願いします。
会長	5 番の補足説明をお願いします。
斉藤委員	11 番、以前から〇〇〇〇さんが牧草をつけていたが、〇〇さんが引退ということでした。〇万円という売買価格が安いように思われますが、ものすごく条件の悪く、水がわいてくるようなところで、牧草刈りも苦労しているところなので妥当かと思います。
会長	全部の補足説明が終わりました。何か質問や意見ありませんか。
全委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可したいと思います。
事務局	続いて議案第 4 号 農用地利用集積計画(賃貸借)について、13 番の佐藤貴彦委員の案件がありますので、佐藤委員退席をお願いします。 (佐藤貴彦委員退席) 事務局の説明をお願いします。
	議案第 4 号 下記農地につき、農地利利用集積計画により利用権設定の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は字相生〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は鶴町〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字共和 78 番地 1 ほか 7 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおりです。合計面積は計 27,157 m²、対価は〇〇〇〇〇〇円で、田・畑ともに 10a あたり〇〇〇〇〇円です。

会 議 の 経 過	
	2 番 譲受人は字相生〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は緑町〇〇〇番地の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字相生 147 番地 1 ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに畑です。合計面積は計 23,273 ㎡、対価は〇〇〇〇〇〇〇円で、10a あたり〇〇〇〇〇〇円です。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	7 番、1 番、2 番ともに更新です。よろしくお願いします。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見ありませんか。事務局は更新か新規か議案書に記載するように願います。
全委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
全委員	異議なし。 (佐藤貴彦委員着席)
会長	続いて 3 番から事務局説明をお願いします。
事務局	3 番 譲受人は字木間内〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は字木間内〇〇〇番地の〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字木間内〇〇〇番地〇ほか 3 筆、地目は公簿・現況ともに田です。合計面積は 67,080 ㎡、対価は〇〇〇〇〇〇〇円で、10a あたり〇〇〇〇〇〇円です。 4 番 譲受人は字美和〇〇番地の〇〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は乙部町字姫川の〇〇〇〇〇〇〇さんほか 1 名、土地の所在は字美和〇〇〇番地及び〇〇〇〇番地〇、地目は公簿・現況ともに畑です。合計面積は計 7,500 ㎡、対価は〇〇〇〇〇〇〇円で、10a あたり〇〇〇〇〇〇円です。 5 番 譲受人は鶉町〇〇番地〇の〇〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は字城丘〇〇〇番地の〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字城丘〇〇〇番地ほか 4 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおりです。合計面積は計 58,876 ㎡、対価は〇〇〇〇〇〇〇円で、10a あたり〇〇〇〇〇〇円です。
会長	事務局の説明が終わりました。3 番、4 番は更新です。補足説明は結構です。5 番の補足説明をお願いします。
西口委員	3 番、報告第 1 号にあった案件です。直接、賃貸借契約を結ぶということで聞いております。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見ありませんか。
会長	3 番の〇〇〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇に入所していると思うが、住所変わっているのではないか。〇〇〇〇〇〇〇の場合は住所移すのではないかと思います。
事務局	特養は住所を移すと思いますので、赤沼の住所になっていることと思います。
下川部委員	14 番、〇〇さんが中間管理を使いたくない理由は为什么呢。
事務局	3 年前に中間管理を使うということで進んだ経緯があるのですが、中間管理機構からいろいろな書類が来まして、そういうものだという理解がなく、こちらの説明も足りなかった面もあるかと思いますが、それが煩わしいということでした。昔の直接契約のやり方の方がよいということで相談がありました。

会 議 の 経 過	
下川部委員	14 番、役場や国としては中間管理機構を使って欲しいというスタンスですか。
事務局	そうです。その他で説明させていただきますが、農地施策の見直しが検討されおります。そこでは中間管理機構も関係してくる。どのような方針が出されるかはまだわかりませんが、中間管理を使うことで考えていくことになると思います。
会長	他に質問や意見はありますか。
全委員	ありません。
会長	ないということなので、申請通り許可してよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	以上で案件は全て終了です。 その他の案件はありますか。
事務局	手元にお配りした資料をご覧ください。 稲見〇〇〇番地〇にかかる農地等の現況照会について、函館地方裁判所から照会のあった件については、現地確認をいただき、農地である旨回答しましたので報告します。 2 点目、農地相談について、字富里、〇〇〇〇氏から農家継続が困難である旨、相談がありました。今年度については一部を〇〇〇〇氏に耕作をお願いし、残りは自身が耕作する予定ですが、来年は無理だと考えているようです。事務局から〇〇氏へ相談しましたが、すべての農地を引き受けることは難しいとのことでした。農地の適切な活用を進めるため、相談と情報共有いたします。
木村委員	5 番、以前からいろいろな人に声をかけていたということは聞いています。条件が悪く、作りづらいところ。〇〇〇〇さんのところは、〇〇さんの農地に近いとこで使いやすいのだと思うが、須賀の方は〇〇さんとしても厳しいのだと思います。あのあたりは〇〇さんが近いかなと思うが。
会長	ちょっとそのあたり、聞いてもらえないだろうか。
木村委員	聞いてみます。
会長	本来は、良いところだけをもっていくのではなく、全部をもっていくようにしないと難しくなってしまう。
木村委員	須賀の方は田として借りるのは水の難しい面もあるので、苦勞すると思います。
会長	会合などで声をかけてほしい。
木村委員	承知しました。
会長	ほかにありますか。
事務局	平成 28 年度に農業委員会制度の改正があり、農業委員会の役割も変更することとなりました。農業委員会の農地の重点化として、農地の集積化・最適化の推進が法律で示されています。農業委員会の大事な役割は農地利用の最適化の推進であるため、そのための指針を定めることとなりました。農地中間管理機構や「人・農地プラン」の実質化など、国の農地施策が変わっていくことを踏まえ、担い手への農地集約を推進していくことを農業委

会 議 の 経 過	
	員会として表明していくことが必要となります。そのため、努力義務ではありますが、法の規定に基づいて農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定し、これを公表することが求められています。厚沢部町農業委員会として策定していくかどうかをお諮りしたいと思います。 参考までに、渡島檜山では9市町村が指針を策定しています。厚沢部町は集積率が高いので、最適化推進委員を置いていませんが、最近では推進委員を置いていない町でも策定が進んでおります。農業委員会の活動の見える化の一環として指針を策定してはどうかと思います、協議いただきたいと思います。 スケジュール的には9月までに事務局で素案を作り総会で意見をいただきながら、10月の総会で決定し、公表していきたいと考えています。 次は改選時期に合わせて見直していきたいと考えています。 ご意見いただきたいと思います。
会長	本来であれば、最適化推進委員を置かなくても良いことになっており、こうした指針も策定しなくても良いのかもしれないが、檜山管内でも推進委員を置いていないが、指針を策定してホームページに掲載している自治体もあります。このような指針は作っておいた方がよいのではないかと思います。事務局で素案をつくるというので、みなさんに協議していただきたい。
前田委員	6番、農地等の最適化とはどのようなことを意味するのか。
事務局	担い手への農地集積や集約化ということを意味しています。厚沢部町は8割方担い手の方に集積がされていますので、なかなかこれ以上上積みすることは難しい状況もあるかと思いますが、集積率を上げていくことを目標にしていきたいと考えています。それに向けて活動することを指針として示していきます。
前田委員	それは、貸す人と借りる人をどのように集めるのか。
事務局	どの町も、AさんとBさんで賃貸や所有権移転するときに、Cさんの方が近いからそちらの方がよいのではないか、と思ってもなかなかそこは難しい。機会を見てPRしながら、集積を進めていくことになります。 また、農林課としてはアンケートなどをもとに地域に入って農地の将来像を考えていきたいと考えています。農業委員会としても国の施策とからめて、数%ぐらいの集積率向上を掲げて進めていきます。
木村委員	現状の集積率は80%以上あるということで、それは良い方なのか。それを上げていくというのはかなり難しいことではないか。
事務局	担い手への集約について、高齢の担い手農家の方がリタイヤする際にすべての農地を渡さず、一部残してしまうケースもあります。全部が集積されればよいのですが、一部自分で使いたいのが残ってしまうケースがあるようです。その結果として、集積率が下がってしまうことがあります。
会長	飛び地で耕作するよりも集積していく方が便利なのだが、そこはなかなかうまくいかない。交換分合のようなものが進んでいけばよいのだが。そこを仲立ちするのが農業委員の仕事だと思う。
事務局	農業委員会だけではなく、農林課でも考えていかなければならないことで、稲見の中間管理機構を使って基盤整備して一団化していくような整備と集約を進めていくことを町も農業委員会も共通の目標として検討できればと考えています。
会長	事務局の素案を農業委員会で確認することとしてよろしいですか。

会 議 の 経 過	
全委員	異議なし。
会長	それでは、進めていただきたいと思います。
	ほかにありませんか。
	以上で、事務局からもないということでこれで総会を閉じてもよろしいですか。
全委員	異議なし。
	では第 11 回総会を閉会します。
	～了～